

再交付申請（薬局）

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付を申請できます。

| | |
|--|--|
| 申請書 | 様式第四（医薬品医療機器等法施行規則第五条関係） |
| 提出時期・部数 | 随時、1部 |
| 手数料 | 2,900円 |
| 添付書類 | 破り又は汚した許可証 |
| 再交付申請の理由欄の記載事項 | 再交付を申請する理由について記載してください。 |
| 申請時の注意事項 | <ul style="list-style-type: none">・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載し、法人印を押印してください。・許可年月日は、許可証の有効期間の初日を記載してください。・許可番号は、許可証の番号を記載してください。・許可証の再交付を受けた後に、失った許可証を発見したときは、直ちに返納しなければなりません。 |
| <p><根拠法令> 医薬品医療機器等法第11条（政令への委任） 医薬品医療機器等法施行令第1条の6（許可証の再交付） “ 第2条の2（省令への委任） 医薬品医療機器等法施行規則第5条（許可証の再交付の申請書）</p> | |